様式第１－２号

平成３０年　　月　　日

中部運輸局　三重運輸支局長　殿

名　　称　尾鷲市
住　　所　尾鷲市中央町１０番４３号
代表者の氏名　尾鷲市長　加藤　千速　　印

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第７９条の６及び同法施行規則第５１条の１０の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．名称、住所、代表者の氏名
尾鷲市
尾鷲市中央町１０番４３号
尾鷲市長　加藤　千速

２．登録番号
中三市交　第８号

３．自家用有償旅客運送の種別
市町村運営有償運送（交通空白地輸送）

４．路線又は運送の区域
(1) 路　線

	起　　点	主たる経過地	終　点	キ　ロ　程
１	尾鷲駅	天満堤防	紀伊松本	9.8km
２	尾鷲駅	光ケ丘	尾鷲駅	6.1km
３	尾鷲駅	天満堤防・夢古道おわせ前	紀伊松本	5.1km
４	尾鷲駅	夢古道おわせ前	紀伊松本	9.1km
５	旧小学校前	漁協前	島勝	6.0km
６	旧小学校前	島勝	尾鷲総合病院	27.0km

(2) 運送の区域（市町村福祉輸送に係るもの）

区　　域	備　　考

５．事務所の名称及び位置

事務所の名称	位　　置
尾鷲市	尾鷲市中央町１０番４３号

６．事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	交通空白輸送			市　町　村　福　祉　輸　送						合　計（軽）
	バ ス	普通自動車（軽）	小　計	寝台車（軽）	車いす車（軽）	兼用車（軽）	回転シート車（軽）	セダン等（軽）	小　計（軽）	
尾鷲市	３	１（　）	４	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	４（　）

軽自動車については、（　）内に内数で記載すること

７．運送しようとする旅客の範囲

交通空白輸送		交通空白地における住民の輸送
福祉輸送		イ　身体障害者福祉法第４条に規定する身体障害者
		ロ　介護保険法第１９条第１項に規定する要介護認定を受けている者
		ハ　介護保険法第１９条第２項に規定する要支援認定を受けている者
		ニ　その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに〇を付すものとする。

８．路線又は運送の区域ごとの対価の額

「尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例」及び「尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則」参照

９．添付書類

・路線図、時刻表
・自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
・運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
・運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
・整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
・事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
・登録証

○尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例

平成２１年３月３０日

条例第１号

（設置）

第１条　この条例は、交通の手段を確保し、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的として、尾鷲市コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）を設置する。

（定義）

第２条　この条例においてコミュニティバスとは、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第７８条第２号及び第７９条の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けて行う自家用有償旅客運送をいう。

（指定管理者による管理）

第３条　コミュニティバスの管理は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第４条　指定管理者は次に掲げる業務を行う。

（１）　運行に関する業務

（２）　設備の管理に関する業務

（３）　利用料金の徴収に関する業務

（４）　その他市長が必要と認める業務

（運行計画）

第５条　運行区間、運行回数、運行時刻、乗降所その他の運行内容（以下「運行計画」という。）は、規則で定める。

（利用料金）

第６条　コミュニティバスの利用者は、１人１乗車につき、別表に定める利用料金を指定管理者に支払わなければならない。ただし、利用料金の詳細は、規則で定める。

（利用料金の減免）

第７条　市長は、必要があると認めたときは、前条に規定する利用料金を減額し、又は免除することができる。利用料金の減免に関することは、規則で定める。

（利用料金の還付）

第８条　既納の利用料金は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用料金の収入）

第９条　指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

（利用の制限）

第１０条　次の各号のいずれかに該当するときは、乗車を拒み、又は下車させることができる。

（１）　乗車定員を超え、又は運行上危険があると認められるとき。

（２）　乗務員が法令に基づいて行う措置に従わないとき。

（損害賠償等）

第１１条　利用者その他関係者は、その責めに帰すべき事由により、コミュニティバスを損傷し、又は滅失したときは、市長の指示するところによりコミュニティバスを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（協議会）

第１２条　市長は、コミュニティバスに関し、必要な事項を協議するため、尾鷲市地域公共交通活性化協議会を置く。

２　前項の協議会に関する必要な事項は、別に定める。

（過料）

第１３条　市長は、詐欺その他不正の行為により、旅客運賃の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えるときは、５万円とする。）以下の過料に処する。

（秘密保持義務）

第１４条　指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、コミュニティバスの管理の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利

益のために使用してはならない。

（委任）

第１５条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成２１年７月１日から施行する。

別表（第６条関係）

コミュニティバスの利用料金

距離	料金
５km未満	２００円
５km～１０km未満	３００円
１０km～１５km未満	４００円
１５km～２０km未満	５００円
２０km以上	６００円

○尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則

平成２１年４月２７日
規則第９号

改正　平成２１年８月１３日規則第１２号
平成２３年４月１１日規則第１１号
平成２４年６月２７日規則第１１号
平成２６年４月７日規則第１０号
平成２９年７月１４日規則第１４号

（趣旨）

第１条　この規則は、尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例（平成２１年尾鷲市条例第１号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（運行計画）

第２条　条例第５条に規定する尾鷲市コミュニティバス（以下「コミュニティバス」という。）の運行計画は、別表第１によるものとする。

（運行の制限等）

第３条　市長は、天災その他やむを得ない理由によりコミュニティバスの運行に支障が生じたとき、又は生じるおそれがあるときは、乗車区間を制限し、運行を中止することができる。

２　市長は、前項の規定により乗車区間を制限し、又は運行を中止しようとするときは、あらかじめその旨を必要と認める場所に掲示するものとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りでない。

３　市長は、第１項の規定により乗車区間を制限し、又は運行を中止した場合において乗車する者が被った損害については、賠償の責めを負わないものとする。

（利用料金）

第４条　条例第６条の規定による利用料金は、別表第２のとおりとする。

２　次の各号のいずれかに該当する者の利用料金は、前項で定める各料金に１００分の５０を乗じた額とする。ただし、定期料金はこの限りでない。

（１）　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第１５条第４項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、利用料金を支払う際に当該身体障害者手帳を提示したもの

（２）　療育手帳制度要綱（昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者であって、利用料金を支払う際に当該療育手帳を提示したもの

（３）　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４５条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、利用料金を支払う際に当該精神障害者保健福祉手帳を提示したもの

（４）　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１２条第４項及び第４１条及び第４４条までの規定による諸施設により養護若しくは保護を受けている者であって、利用料金を支払う際に被救護者割引証を提示したもの

（５）　前各号に掲げるものを介護する必要が相当と認められる介護人

（利用料金の減免）

第５条　条例第７条に規定する利用料金の減額また免除を受けようとする者は、コミュニティバス利用料金減免申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請書の提出があったときは、利用料金の減額又は免除の適否を決定し、コミュニティバス利用料金減免決定通知書（様式第２号）（以下「決定通知書」という。）により当該申請者に通知するものとする。

３　利用料金の減免を受ける場合は、利用料金を支払う際に、前項の決定通知書を提示しなければならない。

（利用料金の還付）

第６条　条例第８条ただし書に規定する還付は、次に掲げる場合に適用する。

（１）　天災その他やむを得ない事由により運行を中止したとき。

（２）　コミュニティバスの全部又は一部を廃止したとき。

２　前項の規定により還付を受けようとする者は、コミュニティバス利用料

金還付請求書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（運輸規則等の準用）

第７条　この規則に定めるもののほか、コミュニティバスの運行に関し必要な事項については、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の規程を準用する。

（その他）

第８条　この規則に定めるもののほか、コミュニティバスの管理に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この規則は、平成２１年７月１日から施行する。

附　則（平成２１年８月１３日規則第１２号）

この規則は、平成２１年８月２０日から施行する。

附　則（平成２３年４月１１日規則第１１号）

この規則は、平成２３年７月１日から施行する。

附　則（平成２４年６月２７日規則第１１号）

この規則は、平成２４年１０月１日から施行する。

附　則（平成２６年４月７日規則第１０号）

この規則は、公布の日から施行し、平成２５年１０月１日から適用する。

附　則（平成２９年７月１４日規則第１４号）

この規則は、平成２９年１０月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

１　コミュニティバスの運行区間及び運行回数等

（１）　尾鷲地区

運行区間			運行回数（１日当たり）		運行日
起点	経由地	終点	往路	復路	
尾鷲駅	天満堤防	紀伊松本		３便	毎日運行
尾鷲駅	天満堤防・夢古	紀伊松本	５便	２便	

	道おわせ前				
尾鷲駅	光ヶ丘	尾鷲駅	6便		
尾鷲駅	夢古道おわせ前	紀伊松本		1便	

（2）　須賀利地区

運行区間			運行回数（1日当たり）		運行日
起点	経由地	終点	往路	復路	平日運行
旧小学校前	漁協前	島勝	4便	4便	
旧小学校前	漁協前	尾鷲総合病院	1便		

2　コミュニティバスの運行経路図

（1）　尾鷲地区

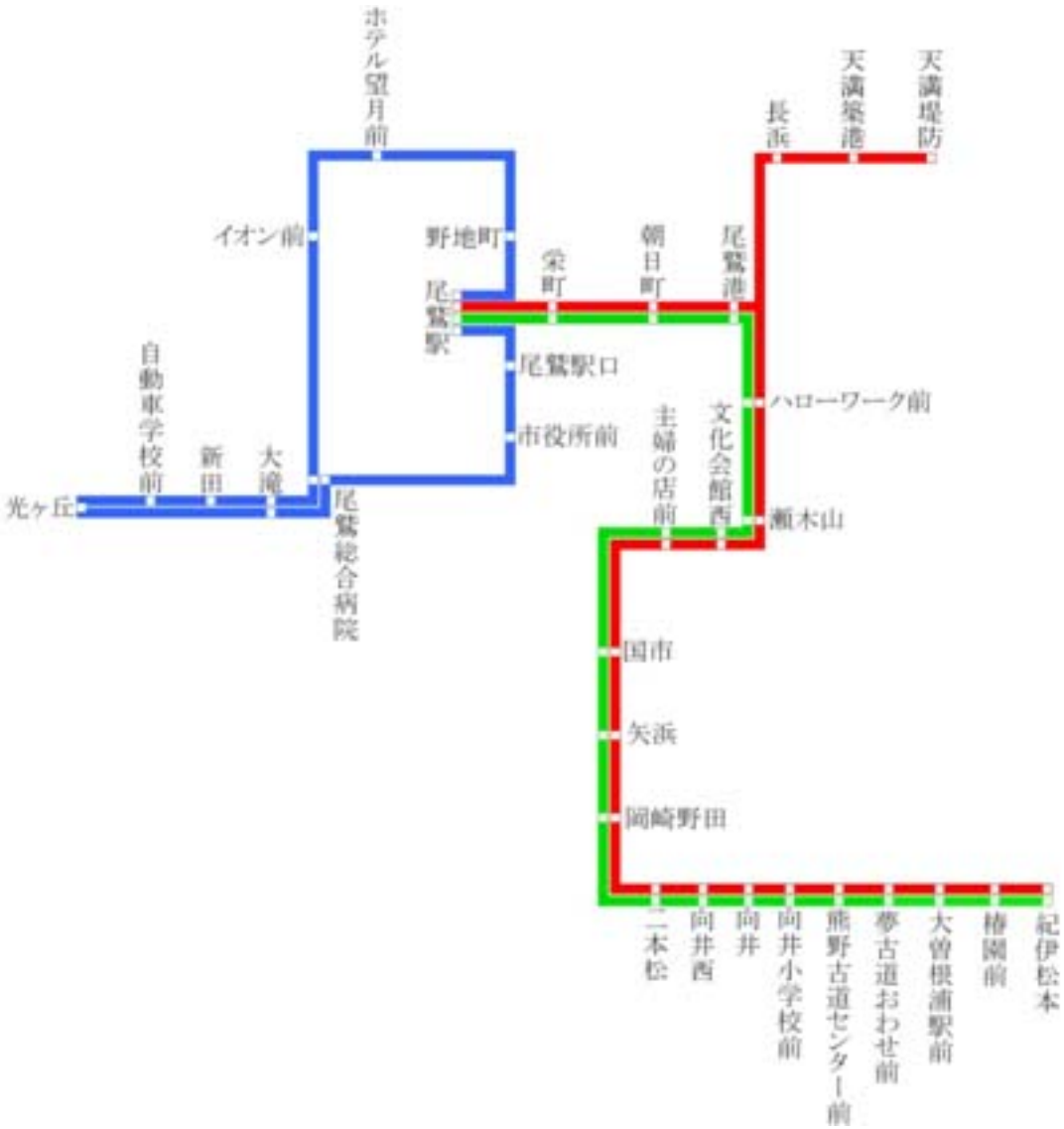

（２）　須賀利地区

３　コミュニティバスの運行時刻及び乗降所

（１）　尾鷲地区

紀伊松本～尾鷲駅													
	紀伊松本	↓	6:58	↓	8:56	↓	10:32	↓	12:21			↓	16:39	↓	18:11
	椿園前	↓	7:01	↓	8:59	↓	10:35	↓	12:24			↓	16:42	↓	18:14
	大曽根浦駅前	↓	7:03	↓	9:01	↓	10:37	↓	12:26			↓	16:44	↓	18:16
	夢古道おわせ前	↓		↓		↓		↓	12:29			↓	16:47	↓	18:19
	旅野古道センター前	↓	7:05	↓	9:03	↓	10:39	↓	12:30			↓	16:48	↓	18:20
	向井小学校前	↓	7:05	↓	9:03	↓	10:39	↓	12:30			↓	16:48	↓	18:20
	向井	↓	7:06	↓	9:04	↓	10:40	↓	12:31			↓	16:49	↓	18:21
	向井西	↓	7:06	↓	9:04	↓	10:40	↓	12:31			↓	16:49	↓	18:21
	二本松	↓	7:08	↓	9:06	↓	10:42	↓	12:33			↓	16:51	↓	18:23
	岡崎野田	↓	7:09	↓	9:07	↓	10:43	↓	12:34			↓	16:52	↓	18:24
	矢浜	↓	7:10	↓	9:08	↓	10:44	↓	12:35			↓	16:53	↓	18:25
	国市	↓	7:11	↓	9:09	↓	10:45	↓	12:36			↓	16:54	↓	18:26
	主婦の店前	↓	7:11	↓	9:09	↓	10:45	↓	12:36			↓	16:54	↓	18:26
	文化会館西	↓	7:12	↓	9:10	↓	10:46	↓	12:37			↓	16:55	↓	18:27
	瀬木山	↓	7:13	↓	9:11	↓	10:47	↓	12:38			↓	16:56	↓	18:28
	ハローワーク前	↓	7:13	↓	9:11	↓	10:47	↓	12:38			↓	16:56	↓	18:28
	長浜	↓	7:16	↓	9:14	↓	10:50	↓	12:41					↓	18:31
	天満築港	↓	7:17	↓	9:15	↓	10:51	↓	12:42					↓	18:32
	天満堤防	↓	7:17	↓	9:15	↓	10:51	↓	12:42					↓	18:32
	尾鷲港	↓	7:21	↓	9:19	↓	10:55	↓	12:46				16:57	↓	18:36
	朝日町	↓	7:22	↓	9:20	↓	10:56	↓	12:47			↓	16:58	↓	18:37
	栄町	↓	7:23	↓	9:21	↓	10:57	↓	12:48			↓	16:59	↓	18:38
	尾鷲駅	↓	7:25	↓	9:23	↓	10:59	↓	12:50			↓	17:01	↓	18:40

尾鷲駅～尾鷲総合病院～光ケ丘～尾鷲駅													
	尾鷲駅	↓	7:40	↓	9:31	↓	11:06	↓	13:50	↓	15:41	↓	17:13		
	尾鷲駅口	↓	7:41	↓	9:32	↓	11:07	↓	13:51	↓	15:42	↓	17:14		
	市役所前	↓	7:42	↓	9:33	↓	11:08	↓	13:52	↓	15:43	↓	17:15		
	尾鷲総合病院	↓	7:45	↓	9:36	↓	11:11	↓	13:55	↓	15:46	↓	17:18		
	大池	↓	7:47	↓	9:38	↓	11:13	↓	13:57	↓	15:48	↓	17:20		
	新田	↓	7:48	↓	9:39	↓	11:14	↓	13:58	↓	15:49	↓	17:21		
	自動車学校前	↓	7:49	↓	9:40	↓	11:15	↓	13:59	↓	15:50	↓	17:22		
	光ケ丘	↓	7:50	↓	9:41	↓	11:16	↓	14:00	↓	15:51	↓	17:23		
	大池	↓	7:52	↓	9:43	↓	11:18	↓	14:02	↓	15:53	↓	17:25		
	尾鷲総合病院	↓	7:54	↓	9:45	↓	11:20	↓	14:04	↓	15:55	↓	17:27		
	イオン前	↓	7:56	↓	9:47	↓	11:22	↓	14:06	↓	15:57	↓	17:29		
	ホテル望月前	↓	7:57	↓	9:48	↓	11:23	↓	14:07	↓	15:58	↓	17:30		
	野地町	↓	7:59	↓	9:50	↓	11:25	↓	14:09	↓	16:00	↓	17:32		
	尾鷲駅	↓	8:00	↓	9:51	↓	11:26	↓	14:10	↓	16:01	↓	17:33		

尾鷲駅～紀伊松本													
	尾鷲駅	↓	8:05	↓	9:58	↓	11:33			↓	16:06	↓	17:38		
	栄町	↓	8:07	↓	10:00	↓	11:35			↓	16:08	↓	17:40		
	朝日町	↓	8:08	↓	10:01	↓	11:36			↓	16:09	↓	17:41		
	尾鷲港	↓	8:09	↓	10:02	↓	11:37			↓	16:10	↓	17:42		
	長浜	↓	8:11	↓	10:04	↓	11:39			↓	16:12	↓	17:44		
	天満築港	↓	8:12	↓	10:05	↓	11:40			↓	16:13	↓	17:45		
	天満堤防	↓	8:12	↓	10:05	↓	11:40			↓	16:13	↓	17:45		
	ハローワーク前	↓	8:17	↓	10:10	↓	11:45			↓	16:18	↓	17:50		
	瀬木山	↓	8:17	↓	10:10	↓	11:45			↓	16:18	↓	17:50		
	文化会館西	↓	8:18	↓	10:11	↓	11:46			↓	16:19	↓	17:51		
	主婦の店前	↓	8:19	↓	10:12	↓	11:47			↓	16:20	↓	17:52		
	国市	↓	8:19	↓	10:12	↓	11:47			↓	16:20	↓	17:52		
	矢浜	↓	8:20	↓	10:13	↓	11:48			↓	16:21	↓	17:53		
	岡崎野田	↓	8:21	↓	10:14	↓	11:49			↓	16:22	↓	17:54		
	二本松	↓	8:22	↓	10:15	↓	11:50			↓	16:23	↓	17:55		
	向井西	↓	8:24	↓	10:17	↓	11:52			↓	16:25	↓	17:57		
	向井	↓	8:24	↓	10:17	↓	11:52			↓	16:25	↓	17:57		
	向井小学校前	↓	8:25	↓	10:18	↓	11:53			↓	16:26	↓	17:58		
	旅野古道センター前	↓	8:25	↓	10:18	↓	11:53			↓	16:26	↓	17:58		
	夢古道おわせ前	↓	8:26	↓	10:19		11:54			↓	16:27	↓	17:59		
	大曽根浦駅前	↓	8:29	↓	10:22	↓	11:57			↓	16:30	↓	18:02		
	椿園前	↓	8:31	↓	10:24	↓	11:59			↓	16:32	↓	18:04		
	紀伊松本	↓	8:33	↓	10:26	↓	12:01			↓	16:34	↓	18:06		

（２）　須賀利地区

尾鷲総合病院～旧小学校前	旧小学校前	↓	7:15	↓	9:15	↓	12:15	↓	14:15	↓	16:15
	漁協前	↓	7:16	↓	9:16	↓	12:16	↓	14:16	↓	16:16
	新浜	↓	7:16	↓	9:16	↓	12:16	↓	14:16	↓	16:16
	荷捌き場前	↓	7:17	↓	9:17	↓	12:17	↓	14:17	↓	16:17
	金助前	↓	7:18	↓	9:18	↓	12:18	↓	14:18	↓	16:18
	島勝			↓	9:30	↓	12:30	↓	14:30	↓	16:30
	尾鷲総合病院	↓	8:00								

島勝～旧小学校前	島勝			↓	9:35	↓	12:35	↓	14:35	↓	16:35
	金助前			↓	9:47	↓	12:47	↓	14:47	↓	16:47
	荷捌き場前			↓	9:48	↓	12:48	↓	14:48	↓	16:48
	新浜			↓	9:49	↓	12:49	↓	14:49	↓	16:49
	漁業前			↓	9:49	↓	12:49	↓	14:49	↓	16:49
	旧小学校前			↓	9:50	↓	12:50	↓	14:50	↓	16:50
	【ｾﾐﾃﾞﾏﾝﾄﾞ】島勝			↓	10:20	↓	13:20	↓	15:20		
	【ｾﾐﾃﾞﾏﾝﾄﾞ】金助前			↓	10:32	↓	13:32	↓	15:32		
	【ｾﾐﾃﾞﾏﾝﾄﾞ】荷捌き場前			↓	10:33	↓	13:33	↓	15:33		
	【ｾﾐﾃﾞﾏﾝﾄﾞ】新浜			↓	10:34	↓	13:34	↓	15:34		
	【ｾﾐﾃﾞﾏﾝﾄﾞ】漁業前			↓	10:34	↓	13:34	↓	15:34		
	【ｾﾐﾃﾞﾏﾝﾄﾞ】旧小学校前			↓	10:35	↓	13:35	↓	15:35		

※　【セミデマンド】については、乗車予約者があった場合にのみ運行する。

別表第２（第４条関係）

１　普通料金

（１）　尾鷲地区

			行野浦 大曽根浦
		向井・矢浜	200円
	市街地	200円	300円
市街地	200円		

※ふれあいバス「八鬼山線」「ハラソ線」の２路線から、尾鷲駅にて「尾鷲地区」へ乗り継ぎした後の市街地への移動に限り、無料とする。

（２）　須賀利地区

			尾鷲総合病院
		島勝	
	須賀利地内	200円	600円
須賀利地内	200円		

２　定額料金

区分		料金
大人		普通料金
子供	小学校の児童	普通料金×０．５
幼児	小学校入学前の者	幼児単独乗車は子供料金（ただし、大人又は子供の同伴者１名につき幼児１人は無料とする。）

３　回数料金

１１回の利用につき１０回分に相当する額

４　定期料金

種別		料金
普通定期料金	１ヶ月	定額料金×４０×０．８
	３ヶ月	定額料金×１２０×０．８
通学定期料金	１ヶ月	定額料金×４０×０．５
	３ヶ月	定額料金×１２０×０．５
	１学期	定額料金×１６０×０．５
	２学期	定額料金×１６０×０．５
	３学期	定額料金×１２０×０．５

備考

１　「市街地」とは、コミュニティバスの全区間のうち、紀伊松本乗降所から文化会館西の間を除いた区間をいう。

２　「向井・矢浜」とは文化会館西乗降所から向井小学校乗降所の間の区間をいう。

３　「須賀利地内」とは、旧小学校前から金助前の間の区間をいう。

４　学期定期の通用期間は、１学期は４月１日から７月３１日まで、２学期は９月１日から１２月３１日まで、３学期は１月１日から３月３１日までとする。

様式第１号（第５条関係）

尾鷲市コミュニティバス利用料金減免申請書

年　　月　　日

尾鷲市長　様

住所
氏名
生年月日

尾鷲市コミュニティバスの利用料金について、下記の理由により減免を受けたいので尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則（平成２１年尾鷲市規則第９号）第５条第１項の規定により申請します。

記

期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
申請理由	
備考	

様式第２号（第５条関係）

尾鷲市コミュニティバス利用料金減免決定通知書

年　　月　　日

様

尾鷲市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあったコミュニティバス利用料金の減免について、尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則（平成２１年尾鷲市規則第９号）第５条第２項の規定により下記のとおり通知します。

記

期間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
利用料金	
減免額	
決定理由	

様式第３号（第６条関係）

尾鷲市コミュニティバス利用料金還付請求書

年　　月　　日

尾鷲市長　様

住所
氏名

尾鷲市コミュニティバスの利用料金について、下記の理由により還付を受けたいので、尾鷲市コミュニティバスの設置及び管理に関する条例施行規則（平成２１年尾鷲市規則第９号）第６条第２項の規定により請求します。

記

申請理由	
備考	
※還付金の請求方法	
※還付額	

（注）※の欄は記入しないでください。

様式第１号（第５条関係）

様式第２号（第５条関係）

様式第３号（第６条関係）

別紙

ふれあいバス路線図及び停留所（市街地周辺）

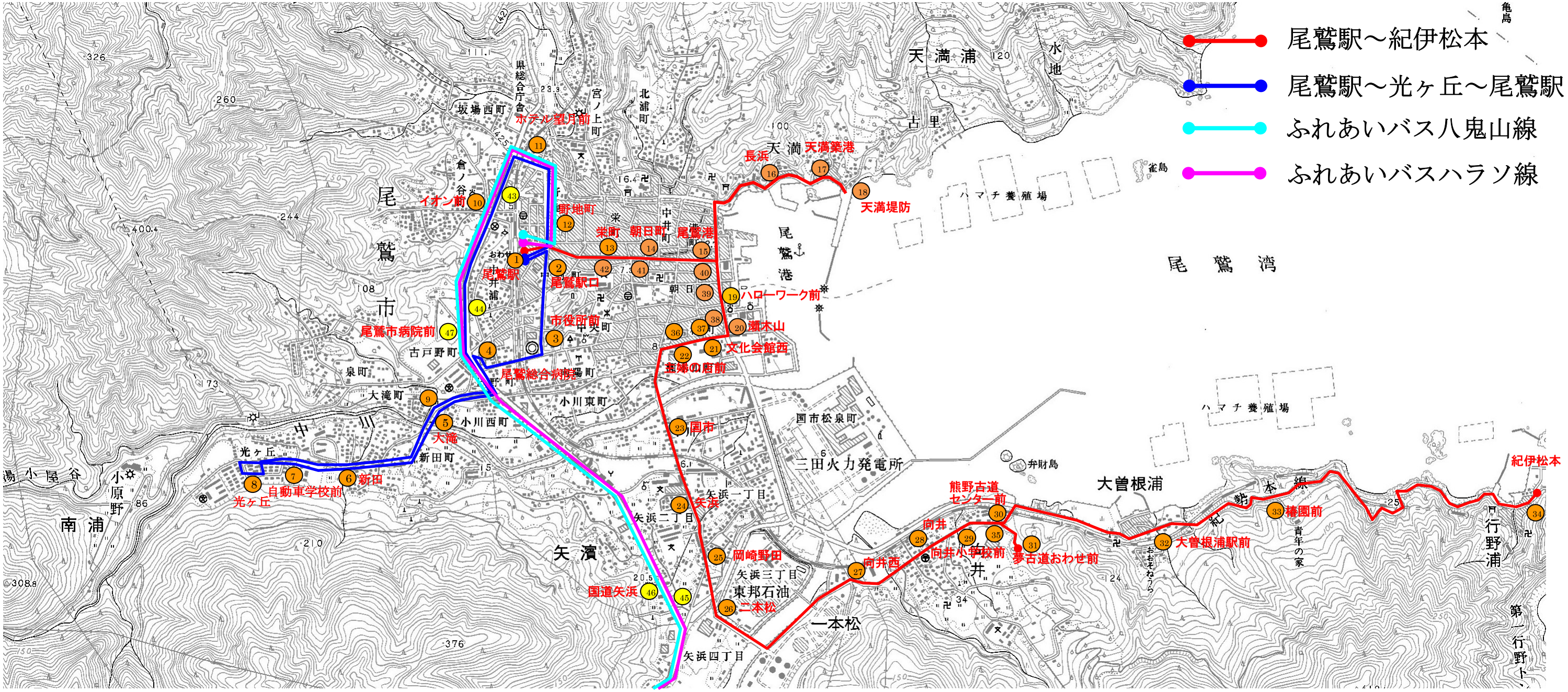

ふれあいバス路線図及び停留所（須賀利地区）

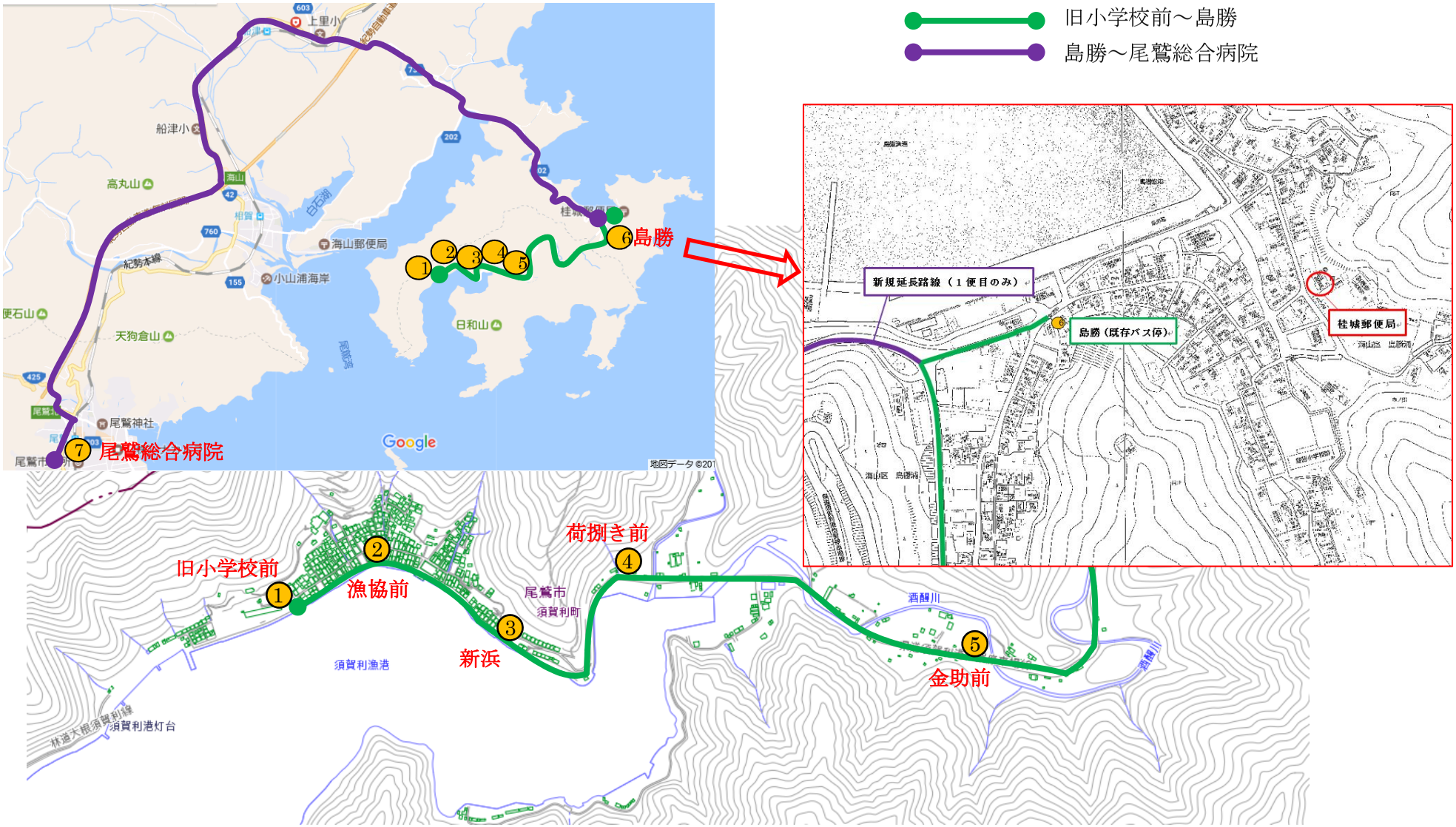

ふれあいバス（尾鷲地区）　時刻表

平成29年10月1日

紀伊松本～尾鷲駅	紀伊松本	区間	↓	6:58	↓	8:56	↓	10:32	↓	12:21			↓	16:39	↓	18:11
	椿園前	3	↓	7:01	↓	8:59	↓	10:35	↓	12:24			↓	16:42	↓	18:14
	大曽根浦駅前	2	↓	7:03	↓	9:01	↓	10:37	↓	12:26			↓	16:44	↓	18:16
	夢古道おわせ前	3							↓	12:29			↓	16:47	↓	18:19
	熊野古道センター前	1	↓	7:05	↓	9:03	↓	10:39	↓	12:30			↓	16:48	↓	18:20
	向井小学校前	0	↓	7:05	↓	9:03	↓	10:39	↓	12:30			↓	16:48	↓	18:20
	向井	1	↓	7:06	↓	9:04	↓	10:40	↓	12:31			↓	16:49	↓	18:21
	向井西	0	↓	7:06	↓	9:04	↓	10:40	↓	12:31			↓	16:49	↓	18:21
	二本松	2	↓	7:08	↓	9:06	↓	10:42	↓	12:33			↓	16:51	↓	18:23
	岡崎野田	1	↓	7:09	↓	9:07	↓	10:43	↓	12:34			↓	16:52	↓	18:24
	矢浜	1	↓	7:10	↓	9:08	↓	10:44	↓	12:35			↓	16:53	↓	18:25
	国市	1	↓	7:11	↓	9:09	↓	10:45	↓	12:36			↓	16:54	↓	18:26
	主婦の店前	0	↓	7:11	↓	9:09	↓	10:45	↓	12:36			↓	16:54	↓	18:26
	文化会館西	1	↓	7:12	↓	9:10	↓	10:46	↓	12:37			↓	16:55	↓	18:27
	瀬木山	1	↓	7:13	↓	9:11	↓	10:47	↓	12:38			↓	16:56	↓	18:28
	ハローワーク前	0	↓	7:13	↓	9:11	↓	10:47	↓	12:38			↓	16:56	↓	18:28
	長浜	3	↓	7:16	↓	9:14	↓	10:50	↓	12:41					↓	18:31
	天満築港	1	↓	7:17	↓	9:15	↓	10:51	↓	12:42					↓	18:32
	天満堤防	0	↓	7:17	↓	9:15	↓	10:51	↓	12:42					↓	18:32
	尾鷲港	4	↓	7:21	↓	9:19	↓	10:55	↓	12:46			↓	16:57	↓	18:36
	朝日町	1	↓	7:22	↓	9:20	↓	10:56	↓	12:47			↓	16:58	↓	18:37
	栄町	1	↓	7:23	↓	9:21	↓	10:57	↓	12:48			↓	16:59	↓	18:38
	尾鷲駅	2	↓	7:25	↓	9:23	↓	10:59	↓	12:50			↓	17:01	↓	18:40

尾鷲駅～尾鷲総合病院～光ヶ丘～尾鷲駅	尾鷲駅	区間	↓	7:40	↓	9:31	↓	11:06	↓	13:50	↓	15:41	↓	17:13		
	尾鷲駅口	1	↓	7:41	↓	9:32	↓	11:07	↓	13:51	↓	15:42	↓	17:14		
	市役所前	1	↓	7:42	↓	9:33	↓	11:08	↓	13:52	↓	15:43	↓	17:15		
	尾鷲総合病院	3	↓	7:45	↓	9:36	↓	11:11	↓	13:55	↓	15:46	↓	17:18		
	大滝	2	↓	7:47	↓	9:38	↓	11:13	↓	13:57	↓	15:48	↓	17:20		
	新田	1	↓	7:48	↓	9:39	↓	11:14	↓	13:58	↓	15:49	↓	17:21		
	自動車学校前	1	↓	7:49	↓	9:40	↓	11:15	↓	13:59	↓	15:50	↓	17:22		
	光ヶ丘	1	↓	7:50	↓	9:41	↓	11:16	↓	14:00	↓	15:51	↓	17:23		
	大滝	2	↓	7:52	↓	9:43	↓	11:18	↓	14:02	↓	15:53	↓	17:25		
	尾鷲総合病院	2	↓	7:54	↓	9:45	↓	11:20	↓	14:04	↓	15:55	↓	17:27		
	イオン前	2	↓	7:56	↓	9:47	↓	11:22	↓	14:06	↓	15:57	↓	17:29		
	ホテル望月前	1	↓	7:57	↓	9:48	↓	11:23	↓	14:07	↓	15:58	↓	17:30		
	野地町	2	↓	7:59	↓	9:50	↓	11:25	↓	14:09	↓	16:00	↓	17:32		
	尾鷲駅	1	↓	8:00	↓	9:51	↓	11:26	↓	14:10	↓	16:01	↓	17:33		

尾鷲駅～紀伊松本	尾鷲駅	区間	↓	8:05	↓	9:58	↓	11:33			↓	16:06	↓	17:38		
	栄町	2	↓	8:07	↓	10:00	↓	11:35			↓	16:08	↓	17:40		
	朝日町	1	↓	8:08	↓	10:01	↓	11:36			↓	16:09	↓	17:41		
	尾鷲港	1	↓	8:09	↓	10:02	↓	11:37			↓	16:10	↓	17:42		
	長浜	2	↓	8:11	↓	10:04	↓	11:39			↓	16:12	↓	17:44		
	天満築港	1	↓	8:12	↓	10:05	↓	11:40			↓	16:13	↓	17:45		
	天満堤防	0	↓	8:12	↓	10:05	↓	11:40			↓	16:13	↓	17:45		
	ハローワーク前	5	↓	8:17	↓	10:10	↓	11:45			↓	16:18	↓	17:50		
	瀬木山	0	↓	8:17	↓	10:10	↓	11:45			↓	16:18	↓	17:50		
	文化会館西	1	↓	8:18	↓	10:11	↓	11:46			↓	16:19	↓	17:51		
	主婦の店前	1	↓	8:19	↓	10:12	↓	11:47			↓	16:20	↓	17:52		
	国市	0	↓	8:19	↓	10:12	↓	11:47			↓	16:20	↓	17:52		
	矢浜	1	↓	8:20	↓	10:13	↓	11:48			↓	16:21	↓	17:53		
	岡崎野田	1	↓	8:21	↓	10:14	↓	11:49			↓	16:22	↓	17:54		
	二本松	1	↓	8:22	↓	10:15	↓	11:50			↓	16:23	↓	17:55		
	向井西	2	↓	8:24	↓	10:17	↓	11:52			↓	16:25	↓	17:57		
	向井	0	↓	8:24	↓	10:17	↓	11:52			↓	16:25	↓	17:57		
	向井小学校前	1	↓	8:25	↓	10:18	↓	11:53			↓	16:26	↓	17:58		
	熊野古道センター前	0	↓	8:25	↓	10:18	↓	11:53			↓	16:26	↓	17:58		
	夢古道おわせ前	1	↓	8:26	↓	10:19		11:54			↓	16:27	↓	17:59		
	大曽根浦駅前	3	↓	8:29	↓	10:22	↓	11:57			↓	16:30	↓	18:02		
	椿園前	2	↓	8:31	↓	10:24	↓	11:59			↓	16:32	↓	18:04		
	紀伊松本	2	↓	8:33	↓	10:26	↓	12:01			↓	16:34	↓	18:06		

ふれあいバス(須賀利地区)　時刻表

平成30年4月1日

島勝・尾鷲方面						
停留所名	区間	時　　刻				
旧小学校前	ー	7:05	9:15	12:15	14:15	16:15
漁協前	1	7:06	9:16	12:16	14:16	16:16
新浜	0	7:06	9:16	12:16	14:16	16:16
荷捌き場前	1	7:07	9:17	12:17	14:17	16:17
金助前	1	7:08	9:18	12:18	14:18	16:18
島勝	12	7:20	9:30	12:30	14:30	16:30
【ｾﾐﾃﾞﾏﾝﾄﾞ】尾鷲総合病院	30	7:50	-	-	-	-

※ 7:20着「島勝」と7:50着「尾鷲総合病院前」は降車専用

※ 7:50着「尾鷲総合病院」にて降車する乗客がいない場合は、7:20着「島勝」から9:15発「旧小学校前」に回送する

須賀利方面						
停留所名	区間	時　　刻				
島勝	ー		9:35	12:35	14:35	16:35
金助前	12		9:47	12:47	14:47	16:47
荷捌き場前	1		9:48	12:48	14:48	16:48
新浜	1		9:49	12:49	14:49	16:49
漁業前	0		9:49	12:49	14:49	16:49
旧小学校前	1		9:50	12:50	14:50	16:50
【ｾﾐﾃﾞﾏﾝﾄﾞ】島勝	ー		10:20	13:20	15:20	ー
【ｾﾐﾃﾞﾏﾝﾄﾞ】金助前	12		10:32	13:32	15:32	ー
【ｾﾐﾃﾞﾏﾝﾄﾞ】荷捌き場前	1		10:33	13:33	15:33	ー
【ｾﾐﾃﾞﾏﾝﾄﾞ】新浜	1		10:34	13:34	15:34	ー
【ｾﾐﾃﾞﾏﾝﾄﾞ】漁業前	0		10:34	13:34	15:34	ー
【ｾﾐﾃﾞﾏﾝﾄﾞ】旧小学校前	1		10:35	13:35	15:35	ー

※日曜は運休

番号　00302　A

平成 29年　8月 24日　三重運輸支局長

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日／交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
三重　200　さ　1896	平成 24年　8月　22日	平成 24年　8月	普通	乗合	自家用	キャブオーバ　[012]

車名	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
トヨタ　[194]	14人	－kg	2230kg	3000kg

車台番号	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
KDH223－0014613	538cm	188cm	228cm	1280kg	－kg	－kg	950kg

型式	原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号
LDF－KDH223B	1KD	2.98L／kW	軽油	16610	0026

所有者の氏名又は名称	尾鷲市
所有者の住所	三重県尾鷲市中央町１０－４３　[24508 0231]
使用者の氏名又は名称	＊＊＊
使用者の住所	＊＊＊
使用の本拠の位置	＊＊＊
有効期間の満了する日	平成 30年　8月　23日

備考

［三重］，継続検査
自動車重量税額　Ｙ７，５００　本則税率適用
［２４年度税制］平成２４年８月２２日　新規登録　５０％減税措置済み
平成２７年度燃費基準５％向上達成車
使用車種規制（ＮＯｘ・ＰＭ）適合。この自動車の使用の本拠はＮＯｘ・ＰＭ対策地域外です。
［走行距離計表示値］１４３，８００ｋｍ（平成２９年８月２４日）
［旧走行距離計表示値］１１２，８００ｋｍ（平成２８年８月１９日）
平成１２年騒音規制車，近接排気騒音規制値　９７ｄＢ
［受検種別］指定整備車

［検査時の点検整備実施状況］点検整備記録簿記載あり
［受検形態］指定整備工場
［整備工場コード］５４－０１８７１
オパシメータ測定
以下余白

22

裏面もご覧下さい。

国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

番号　00570　A

平成 30年　1月 11日

三重運輸支局長

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日／交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
三重　200　さ　1384	平成 20年 1月 22日	平成 20年 1月	普通	乗合	自家用	キャブオーバ [012]

車名	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
トヨタ [194]	29人	－kg	3460kg	5055kg

車台番号	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
XZB50－0053360	699cm	203cm	258cm	1820kg	－kg	－kg	1640kg

型式	原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号
BDG－XZB50	N04C	4.00kW	軽油	15864	0436

所有者の氏名又は名称	尾鷲市
所有者の住所	三重県尾鷲市中央町10－43 [24508 0231]
使用者の氏名又は名称	＊＊＊
使用者の住所	＊＊＊
使用の本拠の位置	＊＊＊
有効期間の満了する日	平成 31年 1月 21日　　年　月　日

備　考

［三重］，継続検査
自動車重量税額　￥２４，６００
使用車種規制（ＮＯｘ・ＰＭ）適合。この自動車の使用の本拠はＮＯｘ・ＰＭ対策地域外です。
［走行距離計表示値］７８，４００ｋｍ（平成３０年１月１１日）
［旧走行距離計表示値］６９，６００ｋｍ（平成２９年１月１７日）
平成１２年騒音規制車，近接排気騒音規制値　９８ｄＢ
［受検種別］指定整備車
［検査時の点検整備実施状況］点検整備記録簿記載あり
［受検形態］指定整備工場
［整備工場コード］５４－０１９３６
以下余白

23

裏面もご覧下さい。

番号　00621　A

平成 28年 10月 14日

三重運輸支局長

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日／交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
三重　５０２　す　８８１０	平成 21年 10月 30日	平成 21年 10月	小型	乗用	自家用	ステーションワゴン [003]

車名	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
トヨタ [194]	8人	－kg	1560kg	2000kg

車台番号	長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
ＺＲＲ７０－０２５９２１１	459cm	169cm	185cm	880kg	－kg	－kg	680kg

型式	原動機の型式	総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号
ＤＢＡ－ＺＲＲ７０Ｇ	３ＺＲ	1.98L/kW	ガソリン	15737	0098

所有者の氏名又は名称	尾鷲市
所有者の住所	三重県尾鷲市中央町１０－４３ [24508 0231]
使用者の氏名又は名称	＊＊＊
使用者の住所	＊＊＊
使用の本拠の位置	＊＊＊
有効期間の満了する日	平成 30年 10月 29日　　年　月　日

備考

［三重］，継続検査
自動車重量税額　￥３２，８００
平成２７年度エネルギー消費効率（ＪＣ０８モード燃費値）算定未了
平成２２年度燃費基準２５％向上達成車
［走行距離計表示値］１３３，８００ｋｍ（平成２８年１０月１４日）
［旧走行距離計表示値］９８，２００ｋｍ（平成２６年１０月２３日）
平成１１年騒音規制車，近接排気騒音規制値　９６ｄＢ
［受検種別］指定整備車
［検査時の点検整備実施状況］点検整備記録簿記載あり
［受検形態］指定整備工場

以下余白

24

様式第３号

運転者就任承諾書兼就任予定運転者名簿

申請者（尾鷲市）が三重運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その運転者として就任することを承諾致します。

	氏　　名	住　　所	運転免許の種類	
			区　分	種　類
１	岩本 久壽一	[redacted]	大型	２　種
２	畦地 義行	[redacted]	大型	２　種
３	吉澤　重治 ※講習済	[redacted]	大型	１　種
４	藤田　哲雄 ※講習済	[redacted]	大型	１　種
５	大川　玉雄	[redacted]	大型	２　種
６				種
７				種
８				種

※　運転免許の種類欄には、受けている運転免許の別（普通・大型及び１種・２種）を記載すること。
※　第２種運転免許を有しない者にあっては、施行規則第５１条の１６第１項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
※　福祉自動車以外を使用して市町村運営有償運送のうち市町村福祉輸送を行う場合にあっては、施行規則第５１条の１６第３項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

乗務者に係る就任承諾書兼就任予定乗務者名簿

申請者（　　）が、〇〇運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録の申請に基づき登録を受けた場合は、その乗務する者として就任することを承諾致します。

	氏　　名	住　　所	資格の種類
１			
２			
３			

※　施行規則第５１条の１６第３項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

セダン型等の自動車を使用して、市町村福祉輸送を行う場合であって、施行規則第５１条の１６第３項に規定する要件を備えない運転者が乗務する場合にあっては当該要件を備えた者を乗務させることが必要。

様式第４号

運行管理の責任者　就任承諾書

申請者（尾鷲市）が、三重運輸支局に提出する自家用有償旅客運送の登録申請に基づき登録を受けた場合は、その運行管理の責任者として就任することを承諾致します。

平成３０年　　月　　日

住　　所　　三重県津市中央１－１
氏　　名　　東　功

※　乗車定員１１以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１１人未満の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第５１条の１７第２項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。

様式第５号

登録番号	
運送の主体 （申請者名）	尾鷲市

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（尾鷲市）

１．　運行管理・整備管理の体制

（ア）運行管理の責任者の就任予定名簿

No	氏　　名	住　　所	資格の種類	委託
１	東　功	三重県津市中央１－１	運行管理者	
２	末永　真一（代行者）	三重県津市中央１－１	運行管理者	
３	大橋　亨（代行者）	三重県津市中央１－１	運行管理者	

- 乗車定員１１人以上の車両を配置する事務所及び乗車定員１１人未満の車両を５両以上配置する事務所の運行管理の責任者にあっては、運行管理者資格証の写し又は施行規則第５１条の１７第２項各号のいずれかの要件を備えていることを証する書類を添付すること。
- 資格の種類には、法２３条第１項の運行管理者、その他の別を記載するものとする。
- 運行を委託する場合は委託者における運行管理の責任者を記載し、委託欄に〇印を記載するものとする。

（イ）整備管理の責任者の就任予定名簿

No	氏　　名	住　　所
１	高尾　孝生	熊野市有馬町３７２４－５　　三重交通南紀営業所
２	山高　学	熊野市有馬町３７２４－６　三重いすゞ自動車熊野工場

（ウ）運行管理・整備管理に係る指揮命令系統

運行管理の体制

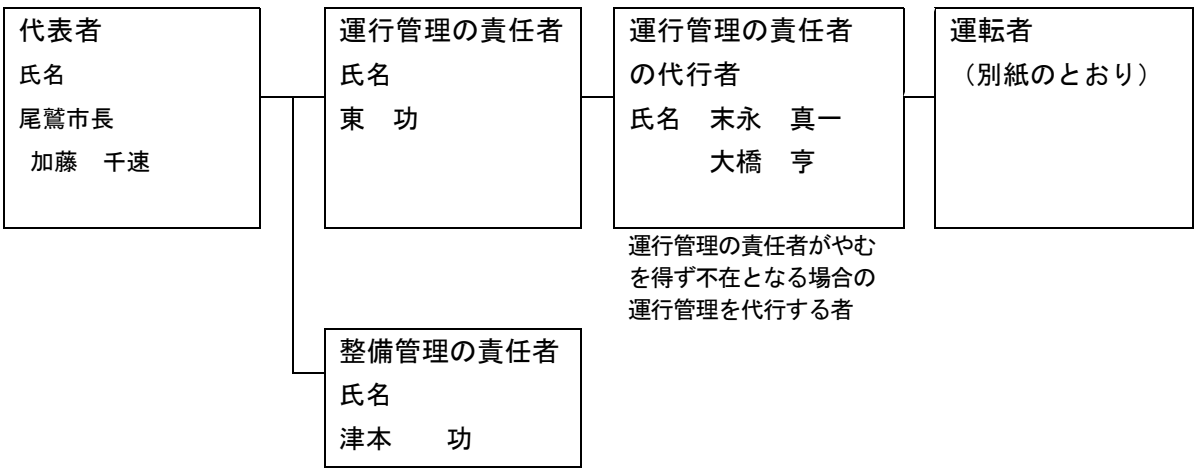

２．事故処理連絡体制

運転者
別　　紙

→

事故対応の責任者
氏名（正）東　功
（副）河村　明洋

→

代表者
尾鷲市長　加藤千速

↓

警察署
尾鷲警察署

↓

↓

地域公共交通会議（又は協議会）・運営協議会・
運輸支局（又は指定都道府県等）
尾鷲市地域公共交通活性化協議会
中部運輸局三重運輸支局

３．苦情処理体制

苦情処理責任者
尾鷲市長　加藤　千速

苦情処理担当者
三重交通自家用営業部
担当　河村　明洋

運行管理者資格者証

資格者証番号 中部三貸切第　19　号

氏　名 東　功

生年月日

道路運送法第２３条の２の規定により、一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を交付する。

平成14年5月22日

中部運輸局長

運行管理者資格者証

資格者証番号 中部三乗合第　　67　　号

氏　　名 東　　功

生年月日

道路運送法第２３条の２の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を交付する。

平成14年5月22日

中部運輸局長

運行管理者資格者証

資格者証番号 中部三貸切第　87　号

氏　　名　末永　真一

生年月日

道路運送法第２３条の２の規定により、一般貸切旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を交付する。

平成14年5月22日

中部運輸局長

運行管理者資格者証

資格者証番号 中部三乗合第　　17　号

氏　　名　末永　真一
生年月日

道路運送法第２３条の２の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を交付する。

平成14年5月22日

中部運輸局長

運行管理者資格者証

資格者証番号 中部三旅客 第 184 号

氏　　名 大橋　亨

生年月日

道路運送法第２３条の２の規定により、旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を交付する。

平成20年10月16日

中部運輸局長